

仙台・羅須地人協会 規約

第1条（名称）本会は、仙台・羅須地人協会（Sendai Rasuchijin Society）と称する。

第2条（所在地）本会は、事務所を仙台市青葉区一番町 2-5-12 一番町ビル 8階「シニアネット仙台」内におく。

第3条（目的）本会は、W.モリスおよび宮沢賢治の精神を研究し、これを共有することを目的とする。

第4条（事業）本会は、前条の目的を達成させるため、以下の事業を行う。

- (1)研究会、研修会、講演会などの開催
- (2)機関誌、図書などの刊行
- (3)その他、本会の目的を達成するのに必要な事業

第5条（会員）本会の会員は、W.モリスおよび宮沢賢治の精神に関心を有する個人および団体とする。

第6条（役員）本会には、次の役員をおく。

- (1)代表、1名
 - (2)事務局長、1名
 - (3)運営委員、若干名
 - (4)監事、1名
 - (5)会計、1名
- 他に顧問を委嘱することがある。

第7条（会費）会員は、定められた会費を納入するものとする。

第8条（改正）本規約は、運営委員会の決議により改正することができる。

第9条（施行）本規約は、2013年3月1日より施行する。

【会費等催促】

1. 本会の会費は、以下の通りとする。個人正会員は、年 2,000 円。学生と 25 歳未満の未就労者、および正会員の家族は年 1,000 円。団体正会員は、年 10,000 円とする。
なお、シニアネット仙台の会員は年 1,000 円とする。
2. 講座・セミナー参加者は、開催回ごとに 550 円（シニアネット仙台会員）または 850 円（シニアネット仙台非会員）の資料代等を負担する。

【付記】

本規約は、2015年4月1日に会費を、2019年4月1日に所在地と会費を、それぞれ改正した。